

平成26年度第1回小牧市国民保護協議会会議録

1. 開催日時 平成26年11月4日（火）午前10時00分～午前10時20分
2. 開催場所 小牧市役所 本庁舎6階 601会議室
3. 出席委員 別紙名簿のとおり
4. 出席事務局員
総務部 総務部次長 坂井田健司
危機管理課長 余語敏彦
危機管理課長補佐兼危機管理係長 三品克二
危機管理係主事 武藤正寛
危機管理係主事 長屋孔之
5. 傍聴者 1名
6. 会議の内容
 - 1 会長（市長）あいさつ
 - 2 議題
 - （1）小牧市国民保護計画の変更について
 - ア 審議事項 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について
 - イ 報告事項 小牧市国民保護計画の軽微な変更について
 - 3 その他
7. 〔配布資料一覧〕
 - 資料1 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について
 - 資料2 小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表
 - 参考資料1 平成26年度第1回小牧市国民保護協議会席次表
 - 参考資料2 平成26年度第1回小牧市国民保護協議会出席者名簿
 - 参考資料3 小牧市国民保護計画

【事務局 坂井田次長】

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、小牧市総務部次長の坂井田と申します。よろしくお願いいいたします。本日の会議は、公開会議となっております。公開については、平成18年度、第1回小牧市国民保護協議会において、当協議会の会議公開が承認され、会議の傍聴を許可しておりますのでご承知願います。なお、本日の傍聴人は1名です。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。次第がA4で1枚、資料1が「小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」が1部、資料2が「小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表」A4で4枚です。その他参考資料として「席次表」、「委員出欠名簿」がA4で各1枚、「国民保護計画書」1部です。資料が足りない場合は、係員が資料をお持ちしますのでお知らせください。

それでは、ただいまから、平成26年度第1回小牧市国民保護協議会を開催させていただきます。会議の開会にあたりまして、協議会の会長である山下市長よりごあいさつを申し上げます。

【会長（市長）】

平成26年度第1回小牧市国民保護協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。この協議会の委員の大半の方は、小牧市防災会議委員の職にも就いていただいております、本会議終了後、小牧市防災会議にご出席していただくところでもあります。年に一度はこうしてお集まりいただいております。互いに顔合わせをすることも大切なことと思っております。

さて、本年は度重なる北朝鮮による弾道ミサイルの発射や、中東、ウクライナにおける戦闘など世界を取り巻く状況は不安定なものとなっております、予断を許さない状況となっております。万が一小牧市に被害が及ぶなどの状況によっては、この会議の関係機関の皆さんとの連携が必要となってまいりますのでよろしくお願いいいたします。

本日ご審議いただくのは、小牧市国民保護計画の変更（案）についてであります。昨年度、国が発信します弾道ミサイル情報などの国民保護情報を防災情報メールに登録されている住民の方々に、瞬時に情報伝達いたします、全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動機を整備したことにより変更が必要となりましたので、国民保護法の規定により、本日の協議会においてお諮りをするものです。また、平成21年度に小牧市国民保護計画を変更してから5年が過ぎました。この間に軽微な変更がありましたので、この機会に併せて報告を

させていただきます。内容については、後に事務局より説明がありますが、皆様のご意見を伺い協議をさせていただきます。

委員の皆様方には、どうか忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いを申し上げますとともに、これからの国民保護の推進にご支援とご協力をお願い申し上げます。

【事務局 坂井田次長】

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

この協議会の会長は、国民保護法第40条第2項の規定により、市長をもって充てることとなっておりますので、議事の取り回しについては、会長にお願いいたします。

【会長（市長）】

それでは、本日の議題について、議事がスムーズに進行できますよう、ご協力を賜りたいと思います。

では、会議に入りますが、小牧市国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりますと、「国民保護協議会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。」とされています。

委員総数33名のうち、本日ご出席いただきました委員の方は、21名であります。よって、本日の会議は成立いたします。

また、本日欠席の委員の方より、会議の議決権を、会長あて委任する旨の委任状が提出されていますことを報告いたします。

それではお手元の次第に基づき、議事を進めたいと思います。議題（1）小牧市国民保護計画の変更について、「ア 審議事項小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」事務局から説明を求めます。

【事務局 余語課長】

それでは、議題（1）小牧市国民保護計画の変更について、「ア 審議事項 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」説明をさせていただきます。

国民保護法第39条第3項の規定によりまして、市町村長は、国民保護計画を作成し又は変更するときは、あらかじめ市国民保護協議会に諮問しなければならないと規定されていますので、諮問書により、ご審議をいただくものでございます。

資料1をお願いします。表紙をはねていただきますと、1ページ目が諮問書でございます。今回、委員の皆様にご審議をいただく内容については、資料1の2ページ「小牧市国民保護計画の一部変更新旧対照表（案）」となります。

変更内容につきましては、昨年度整備しました「全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動機」について、今年度から運用となったことに伴う記述の変更でございます。

それでは、資料1の3ページをご覧ください。本市では、Jアラート受信機により、内閣官房等より提供される弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、大規模テロ情報などの情報を受信し、庁内放送や手動によるメール配信等を行う体制としてきました。

しかしながら、そのような情報は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報であります。そのため、昨年度、全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動機の整備を行いました。

内容としましては、既設のJアラート受信機に国から提供された情報を、登録された方に小牧市からの緊急情報、震度情報、警報情報を提供する小牧市防災情報メールへ自動起動装置のもと統制・管理し、配信情報種別、配信先管理を含めた情報配信の一元管理し、自動配信できるよう整備したものです。

このシステムを活用し警報等の伝達に必要な準備、警報の内容の伝達が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図ることを小牧市国民保護計画において明記するものです。今後は、伝達方法の一つとして全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動機も活用していくこととなります。

資料1の2ページの新旧対照表の変更2つとも、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動機」による変更でございます。

以上の変更内容が、「国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画」に合わせて必要となったものであります。また、変更内容につきましては、愛知県尾張県民事務所による事前協議にて「意見なし」と回答を得ておりますことを申し添えます。ご審議をお願いいたします。

なお、ご審議いただき、お認めいただけました場合、協議会から市長へ答申することとなります。資料1の4ページに答申書（案）がつけてございます。新旧対照表（案）とあわせて、答申書（案）についてもお認めいただきますようお願いいたします。事務局からの説明といたします。

【会長（市長）】

ただ今、説明のありました内容につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

（質疑応答なし）

意見もないようですのでお諮りいたしますが、この小牧市国民保護計画の一部変更（案）及び答申（案）をお認めいただくこととしてご異議ございませんでしょうか。

【委員】

「異議なし」

【会長（市長）】

ご異議なしと認め、当協議会として、この一部変更（案）及び答申（案）を適当なものとして承認することとします。

続いて、議題（１）の「イ 報告事項 小牧市国民保護計画の軽微な変更について」事務局の説明を求めます。

【事務局 余語課長】

資料２をお願いします。小牧市国民保護計画は、平成１９年３月に策定し、平成２１年７月に変更しております。平成２１年度の変更時からこれまでに、統計数値及び数値の変更、役職名の記載方法の変更、機関名称が公共財団法人に変更したことによる変更、災害対策基本法改正に伴う変更、小牧市の組織改正による変更、救援事務の移管による変更、外国人登録法の廃止に伴う変更があります。これらにつきましては、軽微な変更として事務局により変更を行ったものでございますので、ご報告とさせていただきます。

【会長（市長）】

事務局からの説明が終わりました。ご質問はありますか。

（質疑応答なし）

特に質問もないようですので、よろしければ、次第３「その他」に移ります。事務局お願いします。

【事務局 余語課長】

それでは、事務局からその他についてご説明いたします。

今回お認めいただいた答申（案）に基づき、ご審議いただいた内容で小牧市国民保護計画を変更することになりますが、この後の流れといたしましては、県に本協議を行いまして、県よりの回答後、議会報告、公表となります。

今後におきましても、計画の変更が生じることがあるかと思いますが、必要に応じて、この国民保護協議会を開催したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

【会長（市長）】

委員の皆様、全体を通してご意見、ご質問等があればお願いします。

(質疑応答なし)

それでは、これもちまして本日の審議は終了させていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

今後におきましても、国民保護に関連し、いろいろお知恵をお借りすることがあるかと思しますので、引き続き協議会の運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

午前10時20分 協議会終了